

モアープランニング ガス給湯器・浴室暖房乾燥機 保証規約

本規約は、ガス給湯器・浴室暖房乾燥機や工事の不具合等で修理が必要になった場合に、その修理にかかる費用を規定の内容で補償する独自の保証サービス（以下「本保証サービス」）について定めたものです。保証期間中、取扱説明書及び本体貼付ラベルなどの注意に沿った正常な仕様状態で故障が生じた場合は、下記の窓口までご連絡の上、修理をご依頼ください。

お問合せ窓口

電話：0120-802-621 受付時間 9：00～17：00（年中無休）

メール：info@gas-kyuutouki.com

■保証対象者

株式会社モアープランニング（以下「弊社」）より商品を直接購入し、設置工事されたお客様（一般家庭用に使用のお客様に限ります）。

なお、賃貸住宅・リース物件などの用途により実際の使用者とご購入者が異なる場合には保証対象商品の使用者も本保証サービスに基づく修理請求が行えるものとし
ます。

■無料保証となる場合

以下のすべての条件を満たす場合、無料で修理のご依頼を受け付けます。

- ・保証期間中に弊社に修理をご依頼いただいた場合
- ・取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で故障した場合
- ・保証対象商品のメーカー保証書にて定める無料修理の条件に該当する場合（ただし期間の定めを除く）
- ・一般家庭用に使用されている場合
- ・下記「■保証対象外」のいずれにも該当しない場合

■保証対象外

以下のような場合は本保証サービスをご利用いただけません。修理を行わない場合でも出張費用が発生する場合があります。

- ・お客様のご依頼により出張修理を行った際、申告された故障が再現しない場合
- ・弊社以外で購入された商品または弊社以外での設置工事が原因で生じた保証対象商品の故障及び破損の場合
- ・お客様がご自身で弊社以外に修理を手配された場合
- ・高所、閉所設置でメーカーの修理対応が出来ない場合
（2m以上の高さに設置、屋根の上での作業や足場を設置しないと作業出来ない場合、修理作業スペースが無い閉所設置 など）
- ・メーカーによる部品の供給停止その他の事由により修理が不能である場合
- ・本商品の使用に影響しない外観上の傷や汚れ、その他の変化
- ・次ページの「保証対象にならない商品」の内容に該当する場合

■以下のような場合は、有料での修理となります。

- ・保証期間を過ぎてから修理をご依頼いただいた場合
- ・使用上の誤り、落下物などの不注意、および不当な修理や改造による故障および破損の場合
- ・指定外の燃料、井戸水など基準を満たさない水質の給水を使用することによる故障の場合
- ・火災、水害、地震、落雷、その他の天災地変や、公害、異常電磁波、異常電圧、異常周波数による故障の場合
- ・犬、猫、鳥、ネズミ、クモ、ゴキブリなどの小動物や昆虫類の侵入などに起因する故障の場合
- ・オフィス、店舗など一般家庭用以外に使用されている場合
- ・保証対象商品のメーカー保証書にて定める有料修理の条件に該当する場合（ただし期間の定めを除く）

■免責事項

本保証サービスは、メーカーによる商品の修理費用および工事補修費用を弊社が補償するもので、以下の損害を保証するものではありません。

- ・保証対象商品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（損害に起因する死亡を含みます）
- ・保証対象商品の故障または損傷に起因して他の財物（ソフトウェア等無形物を含みます）に生じた故障、損傷、消失等の損害
- ・保証対象商品の故障または損傷に起因して、本商品及びその他の財物が使用できなかった事によって生じた損害（宿泊費、人浴料などの費用、迷惑料や遅延金等）
- ・お客様からの依頼により出張修理を行った際に、保証対象外に該当した場合の部品代、出張費、修理見積費用
- ・お客様による代替品の購入代金やレンタル代金等
- ・お客様都合でご依頼の修理を途中キャンセルした場合の諸経費等
- ・その他、弊社が商品の修理費用及び工事保証費用に含まれないと判断した損害および費用等

無料商品延長保証

■無料商品延長保証とは

弊社より直接購入した商品（以下「本商品」）が故障したとき弊社がお客様からの修理受付窓口となり、お客様に代わってメーカーに修理依頼を行い、その修理費用を補償いたします。ただし、本商品の故障の種類によっては本保証サービスの対象外となり有料で対応する場合があります。

■保証期間

メーカー保証開始日（商品の設置日）からはじまり、商品の設置日より10年間経過した日をもって満了します。

■保証対象商品

弊社が販売している商品で、メーカー保証が1年以上ある商品（ただし、オプション品等の保証対象外商品は除く）

※商品を業務用として使用された場合（店舗・オフィス等）における故障及び不具合は本保証サービスの対象外となります。

■保証の限度額

保証対象商品ごとに、商品代と工事費を合わせた、ご注文金額（税込）の100%を保証（累計修理金額）の上限といたします。

本保証サービスに利用回数の上限はございません。

■保証内容

1. 本商品のメーカー保証内容に準じます。
2. 1回の修理に要する金額が、保証限度額を超過する場合には、代替品（新品のものとし、以下同じ。）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。
ご希望により保証限度額の超過分（本製品の修理代金から保証上限金額を控除した差額）をご負担いただくことで修理を行うこともできるものとします。代替品を提供する場合、原則として本製品と同一型番の製品の提供を行います。ただし、同一型番の製品が保証上限金額の範囲内で購入困難な場合や、製造中止等の理由により同一型番の製品の入手が困難な場合には、保証上限金額の範囲内でメーカーを問わず同等機種をもって代替品とします。代替品の提供にあたって、機種・型番等の指定を行うことはできません。※代替品の提供または本製品の修理により本保証は終了し、代替品には新たな本保証は付帯されません。
3. 保証内容に基づき修理または交換を行うとき、交換した旧部品および旧商品の返品はいたしません。
4. 以下の表に該当する部分の不具合は、保証の対象外となります。

保証対象にならない不具合部	
オプション品	配管カバー・据置台・排気カバー・排気アダプタ・循環金具 など
消耗品	中和器（エコジョーズ）、不凍液、CO検知ユニット、UV除菌ユニット など

無料工事保証

■無料工事保証とは

弊社が行った設置工事に過失があった場合、以下の期間・範囲に従い無料で補修をいたします。

■保証内容

1. 無料工事保証の範囲と期間は、それぞれ以下の通りです。

保証対象になる範囲		保証内容	保証期間
給排水工事 ガス配管工事	・工事を行った配管からの水漏れ、ガス漏れ ・ガス配管工事・取り付け不良による不具合	復旧補修及び 不良部品の交換	10年間
電気配線工事	・スイッチ、コンセント、リモコン類の接続不良（電気配線工事部分） ・取付不良による不具合（電球寿命による消耗は保証対象外）	復旧補修及び 不良部品の交換	10年間

※弊社が交換工事の際に携わらなかった、既存敷設の給水・給湯・ガス配管及び、リモコン線は保証対象外となります。

2. 以下の表に該当する症状や不具合については無料工事保証の対象外となります。

温度や日差し、経年劣化によるカビや汚れ、変色 など	配管、躯体に起因する異音（ウォーターハンマー現象など）
下地不良、経年劣化による浮きやめくれ	お客様自身でつけられたキズや汚れ
ご使用方法を原因とした不具合	その他、明らかに弊社の施工に起因しない事由による不具合や損傷
浴室暖房乾燥機・換気扇などの吸い込み量	

その他

■リコール時の対応

保証対象商品のメーカーがリコール宣言を行ったとき、本保証サービスは終了し、メーカーの責任および費用負担にて修理を行います。

その際、修理のご依頼はお客様からメーカーに直接お問い合わせください。

■保証サービスの解約

以下のいずれかの条件に該当した場合、お客様に通知を行うことなく本保証サービスはただちに解約となり、解約による不利益について弊社は一切その責任を負わないものとします。

- (1)お客様が、虚偽の報告を行うなど不正な手段により本保証サービスの申し込みをされた場合
- (2)修理受付窓口にて、必要以上の回数や長時間の電話をかける等の行為を行い、本保証サービスの運用及び他のお客様へのサービス提供に支障を及ぼすと弊社が判断した場合
- (3)弊社社員及び修理サービスの委託先に対して、暴力を振るう、パワハラ・セクハラに当たる発言を行う等、不法行為を行った場合
- (4)お客様が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、総会屋、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者を言います）であることが判明した場合

■保証サービスの終了

以下のいずれかの条件に該当した場合、本保証サービスは保証期間の満了を待たずに終了いたします。

- (1)地震、噴火、津波等の大規模な自然災害により本保証サービスの提供が困難になった場合
- (2)戦争、外国の武力行使、吊命、その他類似の事変または暴動の発生により本保証サービスの提供が困難になった場合
- (3)保証対象商品を他社またはご自身で脱着・移設した場合

■権利義務の移転

本保証サービスを受ける権利は第三者に譲渡することができません。

お客様が保証対象商品または設置先物件を譲渡した場合、本保証サービスは終了いたします。

■見解の相違の場合

損害の認定等についてお客様と弊社との間で見解の相違が生じた場合、弊社を通じて中立的な第三者の意見を求めることがあります。

■規約の改定

1. 弊社は、以下の場合、その裁量により本規程を変更することができます。

- (1) 本規程の変更が、お客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 本規程の変更が、本保証にかかる契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 弊社は、前項による本規程の変更にあたり、変更後の本規程の効力発生日の1カ月前までに、本規程を変更する旨および変更後の本規程の内容ならびにその効力発生日をホームページへ掲載し、その他適切な方法により周知するものとします。

3. 変更後の本規程の効力発生日以降に、お客さまが本規程に基づくサービスを利用したときは、お客さまは、本規程の変更に同意したものとみなします。

■規約に定めのない事項

この規約に定めのない事項については、お客様と弊社は、誠実に協議のうえ解決を図るものとします。

■裁判管轄

本保証サービスに関してお客様と弊社との間で紛争が生じた場合は、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。